

FOR TOMORROW

しぶや法人



4ページに行事日程があります!!

〈あけましておめでとうございます〉

一時村渋谷税務署長、長島法人会長：新春対談!! —書かない確定申告 マイナンバーカードで自宅からe-Tax—

2026.1・2・3
No. **598**
令和8年

新春対談	2
新年のご挨拶	5
事業ア・ラ・カルト	8
労働時間の通算と割増賃金	12
都税コーナー	14

時村署長と長島会長の 新春対談

出席者 時村渋谷税務署署長 長島渋谷法人会会長
(司会) 野口広報委員長 於 渋谷税務署署長室

司会：新年明けましておめでとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、渋谷法人会広報委員長の野口と申します。どうぞよろしくお願い致します。

では、早速ですが新春対談を始めさせていただきます。時村署長、続いて長島会長から、まず新年を迎えてのご挨拶を一言いただきますようお願いいたします。

署長：新年明けましておめでとうございます。令和8年の年頭に当たり、謹んでお祝いを申し上げます。長島会長、野口広報委員長をはじめ渋谷法人会の皆様方には、平素から税務行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。振り返ってみますと夏から秋にかけては、各種イベントにおいて、各ブロックの役員の皆様には「税金クイズ」を実施いただきました。また、12月に表彰式を行いました、「絵はがきコンクール」では素晴らしい作品が出品され、私も選考していて頼もしく感じたところです。区内小学校で講師を引き受けていただいている「租税教室」が実を結んでいるのだと思います。また1年を通して電子申告とキャッシュレス納付の周知に積極的に取り組んでいただきました。新しい年も、引き続き、ご支援をよろしくお願い致します。

会長：明けましておめでとうございます。こちらこそよろしくお願い致します。昨年も、日本列島あちこちで、震度5クラスの地震が多発しました。一昨年の能登地震ほどの被害はでていませんが、頻度が高まってきているようにも感じられますので、東京も備えていかなければと思っております。さて渋谷法人会としては、本年も税知識の普及はもちろん、会員企業の要望に即した事業を開催し、同時に社会貢献活動を積極的に進め、また会員間の交流にも注力していきたいと思っておりますので、署からも一層のご支援をお願いしたいと思っております。

司会：時村署長、長島会長ありがとうございました。それでは時村署長にお聞きします。ご出身はどちらでしょう？

署長：出身は鹿児島県鹿児島市です。皆様ご承知の『渋谷・鹿児島おはら祭』に代表されるように、渋谷と鹿児島というご縁のあるところで署長をやらせていただくことに感慨を感じております。

元祖の『鹿児島おはら祭』は、毎年11月2日と3日に開催され、総勢2万人の踊り子が参加する南九州最大のお祭りと言われております。鹿児島出身と申し上げましたが、生まれたのは更に田舎、母方の実家のあった種子島です。種子島と言えば、鉄砲伝来とH3ロケットの発射で知られています種子島宇宙センターのある島ですが、お隣の屋久島が有名なので、若干マイナーです。

会長：屋久島は、特別な自然や景観で近年観光客が増えていますが、隣の島に世界一と言われる打ち上げ技術を誇る、宇宙センターがあるのですから、全然マイナーではないと思いますよ。

司会：そうですね。非常に対照的でいいと思いますね。では、7月に渋谷署に赴任して来られて約半年になりますが、



渋谷については、何か思い出やイメージはございますか？

署長：実は元々人混みが嫌いな人間で、自分が渋谷に配属されるなど想像だにせず、テレビなどで目にするスクランブル交差点などは、どこか他人事のように眺めるだけでした。毎日通勤し始めると、良くも悪くもすれ違うのは若者と外国人ばかり。最初は頭痛すらしておりました。(笑) 変化がみられるようになったのは、「100年に一度の再開発」というニュースを各種報道で目にするようになってからでしょうか。その大改革の時代を目の前で感じることができるわけですから、しっかり「今の渋谷」と「新渋谷」を体感したいという気持ちでおります。

また、やはりファッションの発信地ということで、若い方だけでなく、私より年上の世代の方でも本当におしゃれだということを強く感じます。普段から、そういうところにも意識を向けることで、心も身体も若々しさを保てるんだろうと勉強させていただいています。

会長：ええ、渋谷駅前開発は、当初の予定より少し長くかかるようですが、100年に一度ということですから、多少伸びてもより良いものになればと期待しています。

司会：ご趣味は？

署長：仕事です。(笑) いや本当に、若手の頃から「仕事と酒」でしたね。仕事の延長線上にあったゴルフはかじりましたが、スコアがある程度で停滞したので、45歳で引退しました。その頃先輩に誘われ、地元のソフトボールチームに参加し、それ以降は月に一度のリーグ戦による試合を今も継続しています。

会長：ソフトボールと言えば、30年ほど前は署と法人会の青年部との対抗戦もあったそうです。今ではちょっと無理になりましたが…なぜ、国税の職場を目指されたんですか。

署長：いやぁ非常に回答に窮する質問ですね。(笑) 特に税務や会計に興味があったわけではなくて、とにかく早く働いて自分で稼ぎたいという思いだけだったような気がします。それで国、県、市の公務員試験を受験し、結果的に税務職員になって41年目を迎えているというところですよ。良いお話ができずにすみません。

司会：興味が無かったと言われても、日本で一番多く職員抱えている渋谷の署長になられたわけですから、本当にすごいと思いますよ。

では、その大きな税務署の署長さんとしては、日々の業務をどのようにマネジメントされていらっしゃるのでしょうか？

署長：私が渋谷税務署に着任して職員に対して3つのお願いをしました。

1つ目は『凡事徹底』です。文字どおり「やるべきことを徹底して行う」ということです。国税庁の組織理念である「信頼で国の財政を支える組織」を目指す上でも、組織パフォーマンスを向上させる上でも非常に重要だと考えています。

2つ目は『変化に対して果敢にチャレンジすること』です。国税組織では業務センターに代表されるように、組織全体が

大きく変わろうとしているほか、DXを実現するために仕事の仕方も大きく変わってまいります。そうした中で変化に的確に対応していくためには、国税庁の組織理念にも掲げていますが、参加意識とチャレンジ精神をもって常に業務を見直し、事務を効率化・高度化するという気持ちを常に持って対応していくことが重要です。

3つ目は『相互理解と思いやり』です。個々を理解し、相手をリスペクトすることでハラスメントは起きないと信じていますし、向かうべき方向性や課題が違う場合でも、互いが理解・協力してチームワークで取り組む環境が整えば組織として高いパフォーマンスを発揮することに繋がります。

これら3つのことを事務運営の中心に据えて、日本一の数の職員とともに進んでまいります。

司会:ありがとうございます。事務運営をされていく上では、かなりストレスを感じられることも多いと思いますが、ストレス解消法と言いますか、息抜きはどのようにされていますか？

署長:さきほど、「仕事と酒」が趣味と申し上げましたが、若い頃から飲みに行き、同僚たちとその日の出来事を話すうちに発散していたのかなと思っています。飲んでいる時の上司の悪口は最高の「酒の肴」だったような気がします。それでリフレッシュできるなら、私自身は良いことだと思っています。後輩たちにもそういうことは「どんどんやれ」と勧めています。

年を重ねるごとに、自然にストレスの「逃がし方」というのを会得してきたような気もしますが、多くを望まないこととか、物事を俯瞰して見るということも大事なんじゃないかな。

会長:そうですね、私も『肴』にされる側ですが、行き過ぎないように、そして俯瞰して見るということも大切ですね。

司会:国税庁では今、キャッシュレス納付を強く推進しているようですが、具体的にはどのように取り組まれているのでしょうか。

署長:私は、長く納税に関する事務に携わってまいりましたので、キャッシュレス納付は私のライフワークと言っても過言ではありません。元々は期限内に確実に納税まで完了することを目的とした、個人の所得税の振替納税制度がキャッシュレス納付のスタートとなります。

その後は、社会の流れとニーズの中で、インターネットバンキングによる納付、ダイレクト納付、クレジットカード納付、そして、スマホアプリ納付という方法が生まれてまいります。キャッシュレス納付は、納税者の利便性の向上と現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減するという観点から、DXの一環として取組を進めています。

利用できる税金の種類の制限、ご負担いただく手数料（ポイント付与との勘案）などがありますので、納税者の皆様の利用しやすいものを選んでいただければと思いますが、「源泉所得税のキャッシュレス納付」も含めて、申告書等の作成手続に継続して納付手続を同時に行うことができる「自動ダイレクト」をお勧めしております。

会長:ありがとうございます。法人会としても出来るだけ広報等、ご協力させていただきます。

司会:渋谷法人会に期待されることは何かございますか？

署長:渋谷法人会の皆様は、適正公平な税制の実現と社会の健全な発展を目指し、全国でもトップクラスの組織力を活かした様々な活動を通じて税知識の普及や納税道義の高揚に取り組んでいただいております。

おかげさまで、渋谷税務署の電子申告・電子納税の利用割

合は、東京国税局全体の中でも高水準となっておりますが、引き続き地域社会のDXの推進、特に、法人税申告における「ALL e-Tax」、納付機会の多い「源泉所得税のキャッシュレス納付」の推進に一層のお力添えを賜りますようお願い致します。

司会:これからの時代変化や税務行政などについては、どうお考えですか？

署長:パソコン、スマートフォンの進化に代表されるように、デジタル化の急速な進展が一番大きな変化じゃないでしょうか。

電子申告・電子納税については、導入されてからかなりの年月が経っていますが、コロナ禍の行動制限を経て、一層のDXが喫緊の課題となっており、国税庁からも「税務行政の将来像2023」が発信され、「納税者の利便性の向上」や「課税・徴収事務の効率化・高度化」だけでなく、事業者の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化、いわゆる「事業者のデジタル化促進」を強力に推進することを政府全体のDXの重要な課題として取り組んでいます。

今後も納税者の皆様の声を反映させ、より便利な行政を目指してまいります。間もなく所得税の確定申告の時期となります。おかげさまで、確定申告をされる納税者の約7割の方にe-Taxで申告をしていただいております。

特に、スマートフォンとマイナンバーカードを利用することにより、簡単に申告書の作成やe-Tax送信ができるようになり、また、利用者証明用電子証明書のパスワードとしてスマートフォンの生体認証機能が利用できるようにもなっています。ぜひ、ご利用ください。

司会:ありがとうございます。次は、長島会長に今後の法人会活動について伺いたいと思います。

会長:毎年申し上げていることですが、法人会は税を中心に企業経営と地域社会の発展に寄与する「よき経営者の団体」であり、国の運営に必要な不可欠な税制について健全な提言を行う組織です。是非とも会員の皆様には、地域の社会貢献について、さらに会員増強とご協力いただき、渋谷法人会の体制をより強固なものとしていきたいと考えております。また、法人会の事業の中で、税務・経営の研修会と並んで、若い世代に税を理解してもらえよう事業を展開することは、本当に大切だと考えております。税金が何に使われ、なぜ税金が必要なのかということも、次代を担う子供たちに理解してもらうことは必要だと考えています。そのために、各地区でのお祭りの際の税金クイズですとか、青年部会の小学校に出向いての租税教室や女性部会の税の絵はがきコンクールを実施していこうと考えていますので、時村署長はじめ税務当局にもこれまで以上に協力下さいますようお願いいたします。

司会:長島会長、ありがとうございます。それでは最後に時村署長に締めめの言葉を頂戴したいと思います。

署長:本日は長島会長、野口広報委員長には、新春対談ということで、貴重なお話をお伺いすることができました。公益社団法人渋谷法人会の皆様にとって、新しい年が良き一年となり、大きな成果が得られる年となりますよう祈念申し上げます。本日はありがとうございました。

※今回は、国内外の政治情勢など、記載記事以外にも多岐にわたる会話が展開されました。

対談の内容を全て掲載することは、紙面の都合上できませんでしたが、渋谷税務署と渋谷法人会との協力関係を確認できた、有意義な対談となりました。(編集担当)

法人会掲示板

2月・3月(4月)実施する主な事業

一般参加可能行事
長期講習会
地域行事

- | | |
|-------------------------|------------------------------|
| ● 2月4日 総務委員会 | ● 2月18日 税務相談日 |
| ● 2月4日 財務委員会 | ● 2月26日 源泉所得税セミナー |
| ● 2月9日 青年部会役員会 | ● 2月27日 女性部会役員会 |
| ● 2月12日 組織委員会 | ● 3月6日 広報委員会 |
| ● 2月13日 厚生委員会 | ● 3月8日 本町まつり<第8・9ブロック／税金クイズ> |
| ● 2月13日 社会貢献委員会 | ● 3月16日 正副会長会 |
| ● 2月16日 税制委員会 | ● 3月16日 令和7年度第5回理事会 |
| ● 2月16日 事業研修委員会 | ● 4月21日 新設法人説明会 |
| ● 2月17日 法人税確定申告書の書き方講習会 | |

決算法人説明会ご案内に関するお知らせ

例年決算期を迎える法人に対して、お葉書で“**決算法人説明会**”のご案内を差し上げておりましたが、2025年9月期決算から**お葉書でのご案内を廃止**することになりました。

決算法人説明会は、**1月～11月**（12月は11月と合同）の**年13回**（3月、11月は各2回）開催しておりますので、日時・会場につきましては**渋谷法人会ホームページ**でご確認下さい。

お申込みにつきましては渋谷法人会HPトップページの**トピックス**からお申込み下さい！

2月25日(水)	13:30～15:30	渋谷区立商工会館 2階 大研修室
3月25日(水)	13:30～15:30	渋谷区立商工会館 2階 大研修室
3月26日(木)	13:30～15:30	渋谷区立商工会館 2階 大研修室
4月22日(水)	13:30～15:30	渋谷区立商工会館 2階 大研修室

税務相談日について

渋谷法人会は、月に1回 無料税務相談日を設けております。

- ◆開催日程については、原則として何れかの水曜日に開催しますが、事前にお問い合わせいただくか、会報若しくは当会ホームページでご確認下さい。
- ◆開催場所：渋谷法人会館 渋谷区神泉町9-10 TEL: 03-3461-0758
- ◆開催時間：午後1時30分～4時
- ◆相談担当：渋谷法人会アドバイザー 池田喜一税理士
- ◆基本的に事前お申込みをいただき、来局の上、ご相談いただきます。お電話でのご相談は、担当の税理士が対応出来る場合のみです。来局者優先ですので、途中来局があった場合は、打ち切らせていただくことがあります。



東京都渋谷区税事務所
所長 大隈 雅英

新年あけましておめでとうございます。

公益社団法人渋谷区人会の皆様には、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、長島会長をはじめ会員の皆様方には、東京都の税務行政に深いご理解と多大なご支援を賜り、心より感謝申し上げます。とりわけ、都税の納期内納税やキャッシュレス納税の推進につきまして、本誌へ繰り返し記事を掲載いただくなど、会を挙げて広報・普及活動にご協力賜りましたこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、旧年を振り返りますと米国の関税措置に伴う世界経済全体の混乱、身近なところではコメをはじめとする物価高騰の長期化など先行きが見通しづらい時代に入ったことを痛感させられる一年でございました。その一方で、生成AIの急速な普及など、時代が大きく変わる兆しもございました。

このような時代の変わり目の中、東京都は、大規模災害や物価高騰など生活基盤を揺るがす様々なリスクから都民の命と生活、企業活動を守り抜くとともに、生成AIを都政のあらゆる側面で活用し、行政手続きやサービスを「東京アプリ」に一元化するなど、都政の構造改革を進めて参ります。

言うまでもなく、これらの施策の実施には、財源となる都税収入の安定的確保が不可欠です。渋谷区税事務所では、これまで同様、都民・事業者の皆様に寄り添った対応に努めつつ、適正で公平な課税・徴収を行うことで、その責務を果たして参ります。どうぞ、変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、新しい年が公益社団法人渋谷区人会の皆様にとって良い一年となりますようお祈りし、新年のご挨拶とさせていただきます。

謹賀新年



本年も一層の
ご協力をお願いします (順不同・敬称略)

会 長	長 島 祐 司	常任理事	光 山 和 徳	理 事	米 田 直 樹	理 事	福 田 晴 夫
副 会 長	新 居 常 男	常任理事	早 川 千 秋	理 事	名 取 政 俊	理 事	中 村 浩 士
副 会 長	渡 辺 博	理事・源泉部会長	西 村 浩 彰	理 事	近 藤 芳 則	理 事	福 田 勝 則
副 会 長	野 口 アキラ	理事・青年部会長	鈴 木 大 輔	理 事	藤 木 伸 欣	理 事	秋 元 浩
副 会 長	雨 宮 孝 幸	理事・女性部会長	北 島 アキ子	理 事	榊 原 一 弘	理 事	天 野 長 光
副 会 長	遠 藤 久 介	理 事	佐 藤 正 人	理 事	中 田 啓 一	理 事	安 原 喜一郎
副 会 長	増 田 泰 雄	理 事	松 田 泉 美	理 事	森 博 明	理 事	瀧 島 聡
副 会 長	名 和 玲 子	理 事	富 澤 龍 雄	理 事	大 竹 和 之	理 事	村 田 茂
副 会 長	細 川 信 和	理 事	松 本 芳 枝	理 事	小早川 兼一郎	理 事	齋 藤 友 康
常任理事	新 村 俊 三	理 事	二 渡 永八郎	理 事	山 田 英 治	理 事	阿 部 英 博
常任理事	並 木 宏 道	理 事	村 田 曉 宣	理 事	脇 田 茂 久	理 事	太 田 幹 人
常任理事	水 野 清	理 事	小野木 邦 夫	理 事	有 馬 清 種	理 事	羽根田 晴
常任理事	伊 藤 一 三	理 事	石 井 謙 次	理 事	川 島 利 雄	理 事	松 本 ル キ
常任理事	梅 原 伸二郎	理 事	朝 倉 健 吾	理 事	松 崎 宏	理 事	海老名 孝
常任理事	長 塚 徳 男	理 事	海老澤 希衣子	理 事	藤 野 宏 忠	監 事	黒 澤 公 博
常任理事	飯 島 良 臣	理 事	北 節 子	理 事	大久保 一 成	監 事	福 井 恒 夫

新年のご挨拶

／書かない✕確定申告／ マイナンバーカードでe-Tax

いつでも どこでも
初めてでも 安心♪



すでに
約 **70%** の方が
e-Taxで
申告しています!!



確定申告書等作成コーナーなら
金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成!



マイナポータル連携
の詳細はこちら



マイナポータル連携で
控除証明書等のデータが
自動入力できる!

※ご利用には事前準備が必要です



e-Taxの5つのメリット

自宅から
申告可能



確定申告期間
24時間利用可能



※メンテナンス時間を除きます

申告書が
データで取得可能



添付書類
提出不要



※一部の書類を除きます

早期還付
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付



国税庁 法人番号7000012050002

この社会あなたの税がいきている

確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

作成できる申告書等

- ・ 所得税の申告書
- ・ 消費税の申告書
- ・ 青色申告決算書・収支内訳書
- ・ 贈与税の申告書



令和7年1月から
所得税のすべての画面が
スマホで
見やすくなります♪

e-Taxに必要なもの

✓ マイナンバーカード

※マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください

✓ マイナンバーカード読取対応のスマホ

(又はICカードリーダライタ)

✓ マイナンバーカードのパスワード2つ

① 署名用電子証明書のパスワード

(英数字6～16文字)

② 利用者証明用電子証明書のパスワード

(数字4桁)

スマホに
マイナポータルアプリ
をインストール



パスワードを忘れた場合やロックされた場合の
対処法については、公的個人認証サービスの
ポータルサイトをご確認ください。



令和7年1月からe-Taxがスマホ用電子証明書に対応！

● マイナンバーカードをスマホで 読み取らなくても、

申告書の作成・e-Tax送信が
できるようになります！

● 利用者証明用電子証明書の パスワードはスマホの 生体認証機能を利用できます！

(機種によって異なります)

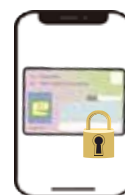
Android™のみ対応しています

※ご利用には、スマホでマイナポータルから
スマホ用電子証明書の利用申請・登録をする
必要があります。

スマホ用電子証明書
について詳しくはこちら



読取不要！



申告に困ったときは

▶ 動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの
操作方法などを動画でご案内



▶ チャットボット「ふたば」

ご質問したいことをメニューか
ら選択するか、入力いただくと
「税務職員ふたば」(AI)が回答



・このチラシには開発中の内容が含まれておりますので、実際の内容と異なる場合があります。
・Androidの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。

みんなの力で法人会を大きく育てよう

法人会
事業
アラカルト

令和8年の 新春を寿ぎ新年賀詞交歓会を催す

去る1月9日(金)午後5時30分より、セルリアンタワー東急ホテルに於いて、新年賀詞交歓会を開催した。

当日は、渋谷税務署長 時村様を始め、各界の代表31名の方々をご来賓にお迎えし、会員(130名)とともに新春を寿いだ。

まず長島会長の年頭の挨拶に続き、時村渋谷税務署長、大隈東京都渋谷都税事務所長、長谷部渋谷区長、そして友誼団体を代表して、東京税理士会渋谷支部の山崎支部長よりご挨拶をいただいた。

その後、前号にてお知らせした令和7年度納税功労表彰を受けられた方々をご披露し、記念品を授与した。

続いて柳田顧問の乾杯で懇親会に入り、来賓、会員相互に新春のお祝いの言葉を交わしながら、情報交換等に花を咲かせ、懇親のひと時を有意義に過ごした。



長島会長挨拶



時村署長挨拶



大隈所長挨拶



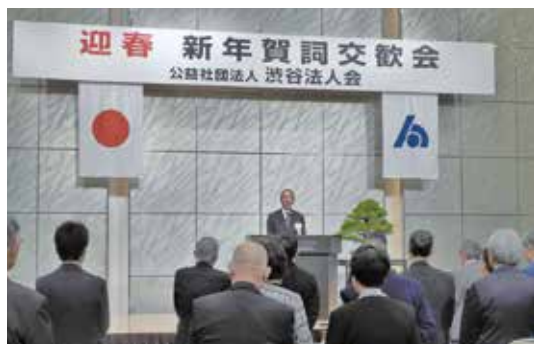
長谷部区長挨拶



山崎東京税理士会
渋谷支部長挨拶



乾杯
柳田顧問



新年賀詞交歓会

第47回経営税務学校を開催

国税庁では、毎年11月11日から17日を『税を考える週間』として、税について考えてもらい、知ってもらうための期間を設けている。

渋谷法人会では、この税を考える週間の協賛行事として第47回「経営税務学校」を11月20日(木)、渋谷道玄坂のAP道玄坂に於いて開催した。



経営税務学校

第1部は、渋谷税務署 時村 英樹署長に『財政の現状』と『国際徴収への取組』と題して講演いただいた。

続いて第2部は、元国税職員の芸人：さんきゅう倉田氏に『聞くと得する「おとなの税金教室」』と題して、講演いただいた。出席者は40名。



第1講座講師
時村署長



第2講座講師
さんきゅう倉田氏



長島会長挨拶

渋谷区内の3箇所の特養ホームを慰問

<社会貢献委員会>

社会貢献委員会では、渋谷区内の3箇所の特養老人ホームを慰問した。10月9日(木)に“けやきの苑西原”、11月18日(火)“あやめの苑代々木”、11月21日(金)“美竹の丘渋谷”を慰問、けやきの苑は村松京極芸能技塾の民謡&歌謡ショーを楽しんでいただき、あやめの苑と美竹の丘



けやきの苑



あやめの苑

は、二期会21のオペラ歌手による童謡や、なじみ深い歌曲などのミニコンサートを開催した。



美竹の丘



名和社会貢献委員長挨拶

税制改正(法人事業税・都民税)・eLTAX等説明会を開催

去る12月2日(火)渋谷法人会館において、午後2時から3時まで令和7年度税制改正(法人事業税・都民税)eLTAX(エルタックス：地方税電子申告)等説明会を開催した。

まず、宮澤総務課長代理からご挨拶があり、続いて事業税課の森田主任より法人事業税・法人都民税の令和7年度税制改正とeLTAXのID取得から電子申告についての説明があった。



税制改正eLTAX等説明会

次に徴収課徴収管理班の新坂主任より、eLTAX(電子納税)・その他キャッシュレス納税についての説明があった。出席者は16名。



挨拶 宮澤瑛太郎
相談広報担当課長代理



森田大生主任事業税課
法人事業税第一官



新坂信幸主任徴収課
徴収管理官

令和7年度第4回理事会を開催

去る12月11日(木)午後3時から、渋谷法人会館3F研修室において、今年度第4回理事会を開催した。



長島会長挨拶



第4回理事会

長島会長の挨拶に続き、渋谷税務署 安部副署長にご挨拶をいただき、議案審議に入った。審議は新会員の承認、事業の経過報告をし、会員増強を始め、今後の事業の進め方を検討した。



渋谷税務署
安部副署長挨拶

ブロックだより

第8・9ブロック見学研修会

牛久・霞ヶ浦・予科練見学の旅(茨城)

第8・9ブロックは11月17日(月)合同でのバス見学研修会を開催した。バスが出発すると光山、野口両ブロック長の挨拶に続き、道中税金についての研修ビデオを見た。

当日は天候にも恵まれ出席された方々は、松蔵屋酒造で試飲と買い物、牛久シャトーで食事。予科練記念館：雄翔館・雄翔園を見学をし、予定よりも少々遅く18時30分渋谷に帰着した。出席者29名。



8・9ブロックバス研修会

部会だより

小学生“税の絵はがきコンクール”受賞作品を展示

【女性部会】



絵はがき展示：区役所

女性部会主催により例年実施している、渋谷区内小学生“第14回税の絵はがきコンクール”で渋谷税務署長賞等の受賞作

法人会はよき経営者をめざす者の集まり

を、渋谷納税貯蓄組合連合会の“書写”“作文”、間税会主催の“税の標語コンクール”の受賞作と一緒に桜丘町の大和田ホール



はがき展示：税務署

の『ギャラリー大和田』、区役所に展示した。
12月4日には“書写”“作文”、間税会主催の“税の標語と一緒に表彰式を渋谷税務署で開催する。また受賞者には賞状と賞品、及び参加賞を各小学校に後日届けた。

小学生“税の絵はがきコンクール”表彰式

女性部会主催により例年実施している、渋谷区内小学生“第13回税の絵はがきコンクール”表彰式を、昨年度に続いて納貯連主催の“書写”“作文”、間税会主催の“税の標語コンクール”と一緒に、12月3日(水)渋谷税務署7F大会議室において開催した。

絵はがき部門では、渋谷税務署長賞、東京都渋谷区税事務所長賞、渋谷区長賞、渋谷法人会長賞、渋谷法人会女性部会長賞を受賞した生徒一人一人にそれぞれの長から授与した。また、その他の受賞者には参加賞を各小学校に後日届けた。

また、今年度の絵はがきコンクールの受賞者の作品は既報通り、桜丘町の大和田ホールの『ギャラリー大和田』『渋谷区役所』『渋谷税務署』に展示した。



女性部会長賞を授与



書写絵はがき標語作文合同表彰式（絵はがき部門）

『租税教室』を開催

（代々木山谷小学校）

全国法人会総連合の青年部会は、将来を担う小学生を対象に税金とは何か？税金はなぜ必要なのか？ということ学んでもらい、税金を正しく理解してもらうために租税教室を全国で開催している。

今回、渋谷法人会青年部会でも、去る11月27日(木)代々木山谷小学校で6年生を対象に開催した。生徒の出席者は各30名の2クラス併せて60名。

当日は、楽しく学べるように“絵”を利用して、税金の種類と概略、税金は何に使われていて、もし税金がなかったら…といったことから、日本と外国の消費税についても説明した。

講師：山本幹事、
助手：鈴木部会長。
講師：矢澤幹事、
助手：新戸氏。



代々木山谷小学校租税教室1G



代々木山谷小学校租税教室2G

青年部会研修会を開催

経営者が知っておきたい税制

渋谷法人会青年部会では、12月5日(金)午後3時より法人会館に於いて、会社経営者が知っておきたい税制について研修会を開催した。

講師は東京税理士会渋谷支部 難波 正人税理士にお願いし、インボイス制度経過措置、相続税精算課税制度、賃上げ促進税制について講義を受けた。出席者は20名。



鈴木部会長挨拶



講師
難波正人税理士



会社経営者が知っておきたい税制研修会

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

令和7年11月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
4	(株)ジャパン54	早川 孔介	道玄坂1-10-8		軽貨物運送業
9	行政書士法人Co-Labo	小林 裕門	代々木1-38-2	6276-4053	行政書士業

※①ご入会時に会報に掲載しないとの意思表示のあった方は掲載しておりません。②携帯の番号は掲載しておりません。

令和7年12月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	(有)ハウジング鈴木商事	鈴木八重子	恵比寿1-13-1	3449-9541	不動産の管理、賃貸
2	(株)Katsura	横濱 桂子	恵比寿西2-20-7		PR. マネジメント
4	渋谷コシェル合同会社	佐野 元彦	神泉町15-16	6455-3939	番組制作・不動産
6	(株)セント・メアリ・ミード	成田 保裕	富ヶ谷1-13-9	3468-0232	婦人服製造販売
7	(株)Meltyn	片岡 俊行	西原1-9-4		不動産賃貸業
11	(株)クオリティテーブル	海老沢昌宏	神宮前1-10-34	6721-1098	不動産業
区外	合同会社I.H.S FACTORY	菊地 光	品川区西品川3-20-3		飲食業

※①ご入会時に会報に掲載しないとの意思表示のあった方は掲載しておりません。②携帯の番号は掲載しておりません。

コ・ラ・ム

フリーランスライター
藤木 順平

少しは親の話を聞け、若者よ…

昨年暮れ、「闇バイト」の指示役4人が逮捕されたのは記憶に新しい。SNSを通してターゲットを指示し、もし、犯罪の実行役が捕まったとしても、大本まではたどり着けない複雑なネットワークがあった。

その指示役全員が20代半ばだったことには驚いた。というか、若くないとSNS犯罪はできないのかも。おじさんたちはスマホ音痴が多いからねー。

若者の犯罪報道に接していつも思うことは、彼らの家族のことである。若者は「悪いこと」に憧れる時がある。映画やドラマを見て悪者を「かっこいい…」と思う時がある。誰でも一度はそう思うはず。しかし、憧れだけで実行はしない。その抑止力のひとつは家族の存在ではないか。

「あんたが悪いことしたら、私たちここに住んでいられんようになるよ！」親のこんな言葉を聞いたら「悪いことできへんよ！」と言ったヤツがいた（母親のせいで悪いことをした者もいたが…）。

卒業など「別れの」季節である。親元を離れる若者も多いだろう。家族について—「(略)『誰かがいつもお前を見ている』というのは救いになる（脚本家・山田一)」

【筆者紹介】藤木順平（ふじき・じゅんぺい）フリーランスライター。日本笑い学会会員。

メールアドレスを登録しよう

労働時間の通

1. はじめに

労基法は、労働時間の通算に関して「労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する」と規定しています（38条1項）。

ここにいう「事業場を異にする場合」とは事業主を異にする場合をも含むとするのが労基法施行以来の労働行政の見解となっています。

このような見解に立った場合には、ある労働者が他社でも労働者として雇用されている場合には、両社での労働時間を通算した上で労基法所定の計算額以上の割増賃金を支払う必要がありますが、この点に関連して、近時の裁判例（東京地判令和7年3月27日）において、ある事業主の下で働いている労働者が、他の事業主の下でも労働しており、かつ、同所での労働時間数と通算すると労基法32条所定の労働時間を超えることを当該事業主が知らなかったときには、同事業主の下における労働に関し、当該事業主は、労基法38条1項による割増賃金の支払義務を負わないとする判断が示されましたので、今回はこの裁判例を紹介します。

2. 事案の概要

被告となった会社（「被告」）は、日雇い労働者を求める事業者（求人者）と求職者との間の労働契約の成立をあっせんする、マッチングサービス（「本件サービス」）を提供している会社であり、原告となった労働者（「原告」）は、本件サービスを利用して求人者であったX社との間で労働契約を締結して仕事をしていました。

原告は、X社で勤務していた当時、別会社であるY社との間でも労働契約を締結しており、同契約に基づきY社の従業員全員の勤怠記録を整理し、未払賃金の有無を確認するなどの業務に従事していたなどと主張し、被告は、X社での勤務について、通常の労働時間の賃金である本件賃金の支払義務のほかに、労基法38条1項により割増賃金の支払義務を負っているとして、被告に対してその支払いを求める訴訟を提起しました（「本件訴訟」なお、被告は、本件サービスの規約上、求人者〔ここではX社〕の債務を併存的に引き受けることになっていました。）。

3. 裁判所の判断

本件訴訟では、Y社での勤務の事実について、原告は勤務表を提出して主張・立証を行い、この点の判断が争点の一つとなりましたが、裁判所は、勤務表の内容は信用し難いとしてこれを否定しました。

会員の増加は、会員のメリットに通じる

算と割増賃金

社会保険労務士 安藤 貴裕

そうすると、通算の対象となる勤務の事実がそもそも認められない以上、割増賃金の支払は認められないということで請求棄却の結論を導くことはできるのですが、裁判所は、いわゆる傍論として以下のとおり判示しました。

「なお、労働者が複数の事業主の下で労働に従事し、それらの労働時間数を通算すると労基法32条所定の労働時間を超える場合には、労基法38条1項により、時間的に後に労働契約を締結した事業主はその超えた時間数について割増賃金の支払義務を負うとされているが、当該労働者が他の事業主の下でも労働しており、かつ、同所での労働時間数と通算すると労基法32条所定の労働時間を超えることを当該事業主が知らなかったときには、同事業主の下における労働に関し、当該事業主は、労基法38条1項による割増賃金の支払義務を負わないものというべきところ、本件では、原告がX社において勤務していた間、事業主であるX社が、原告からの申告等により、他の事業主の下における労働時間と通算すると原告の労働時間が労基法32条所定の労働時間を超えることを知っていたとは認められないことから、この点からしても、被告が原告に対し労基法38条1項による割増賃金の支払義務を負うものとは認められない。」

4. 判決の所感と今後の課題

今回の判決の理解によれば、労基法38条1項に基づいて労働時間の通算が認められるのかどうかは、ある労働者が他の事業主の下でも労働しており、かつ、同所での労働時間数を通算すると労基法32条所定の労働時間を超えることを当該事業主が「知っていたか否か」によって判断されることになります。結論については、具体的妥当性の観点からは、十分に理解できるのですが、他方で、社会通念に照らして客観的に判断されるべき労基法の解釈と整合するのかなどについて幾つかの疑問が残るところです。

今後、議論が進められる予定の労基法の改正では、「副業・兼業が使用者の命令ではなく労働者の自発的な選択・判断により行われるものであることからすると、使用者が労働者に時間外労働をさせることに伴う労働者への補償や、時間外労働の抑制といった割増賃金の趣旨は、副業・兼業の場合に、労働時間を通算した上で本業先と副業・兼業先の使用者にそれぞれ及ぶというものではないという整理が可能であると考えられる」こと、「こうした現状を踏まえ、労働者の健康確保のための労働時間の通算は維持しつつ、割増賃金の支払いについては、通算を要しないよう、制度改正に取り組むことが考えられる」との意見も出されており（労働基準関係法制研究会報告書（令和7年1月8日厚生労働省労働基準局））、この点については、立法的な解決が望ましいと思われます。

電子納税、電子申告を活用しよう



都税がスマホ決済アプリで納付できます

- おうちで今、納付できます！
- スマホ決済アプリで納付書の地方税統一QRコード（eL-QR）を読み取るだけで納付ができます。



納付書の下部にeL-QRが掲載

注意事項

- 領収証書は発行されません。
- 納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
- eL-QRのない納付書については、上記の方法で納付できません。

詳細は、東京都主税局HPをご確認ください。

※上記の方法を利用できるスマホ決済アプリは地方税共同機構HPをご覧ください。

※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書では、スマホ決済アプリでバーコードを読み取ることで納付できます。利用できるスマホ決済アプリは東京都主税局HPをご覧ください。

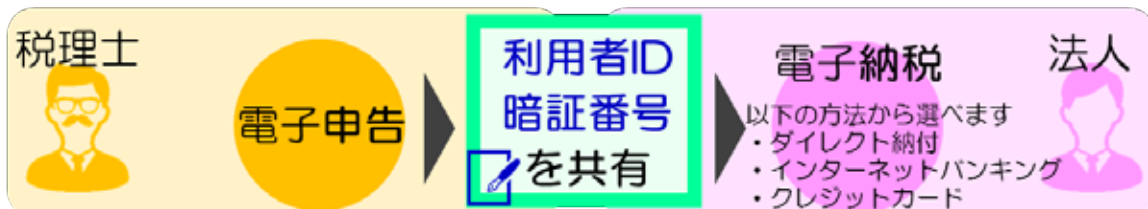
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

【東京都主税局】 eLTAX電子納税のご案内

「電子申告手続は税理士」、「納税手続は法人」の場合に、便利な情報をお届けします

法人の都民税・事業税等について、関与税理士がeLTAXで電子申告した場合でも、利用者IDと暗証番号を共有いただければ、法人側で、ダイレクト納付などの電子納税が簡単にできます！

詳しくは、こちら⇒



【お問合せ先】 東京都主税局徴収部徴収指導課 TEL（直通）：03-5388-2984

にせ都税メール・電話にご注意ください

都税事務所の職員を装って、個人情報や不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。不審に感じた場合は即答せずに、主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）までご連絡ください。また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

<メールによる手口>

- 【事例】・「あなたは納期限を経過した未納の税金があります。速やかに納付してください。」などと記載したメールが送付されてくる。
- ・プリペイドカードの購入等の方法により納付するよう求めてくる。



<電話による手口>

「〇〇都税事務所の〇〇です」または「〇〇都税事務所の者です」と職員を装って電話をかけてきます。その

都税の納付はキャッシュレスで

後、以下の事例のように個人情報を聞きだそうとします。

【事例1】・「税務調査を行っているので、納税者の情報について確認したい」と質問してくる。

・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

【事例2】・「税金が還付されます」、「払いすぎた医療費をお返しします」とだまし、ATMに誘い出す。

・ATMコーナーから指定の電話番号に電話するように指示する。

・指定の電話番号に電話すると、ATMの操作を言葉巧みに指示し、お金を振り込ませる。

【お問合せ先】 主税局総務部総務課相談広報班 03-5388-2925

自動車の移転手続・廃車手続はお済みですか？

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に登録されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは「移転登録」、廃車したときは「抹消登録」の手続が必要です。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続をお済ませください。

◆**自動車を譲渡したとき**：令和8年3月末日までに「移転登録」をお済ませください。

★移転登録の手続がお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。

◆**廃車等で自動車を使わなくなったとき**：令和8年3月末日までに「抹消登録」をお済ませください。

★抹消登録の手続がお済みでないと、廃車したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。

登録手続に関しては、以下のホームページをご覧ください。

〈国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」〉

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/>



国土交通省ウェブサイト
(自動車検査登録総合ポータルサイト)

【お問合せ先】 東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日午前9時～午後5時（土日・休日、年末年始12/29-1/3を除く。）

しぶや法人No.597

数独パズル●解答

解答 $3 + 5 = 8$

6	3	1	2	9	4	8	5	7
9	8	4	5	7	6	2	3	1
7	2	5	8	3	1	4	6	9
3	9	7	6	4	8	5	1	2
2	4	6	1	5	3	7	9	8
1	5	8	7	2	9	6	4	3
8	1	2	3	6	5	9	7	4
4	6	3	9	8	7	1	2	5
5	7	9	4	1	2	3	8	6

●当選者

しぶや法人No.597の“数独パズル”にご応募いただきありがとうございます。ありがとうございました。

千駄ヶ谷 松田様
恵比寿西 渡邊様
区外 宗村様
東 小幡様
代官山町 高山様

正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント！

応募方法

郵便はがき：〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局、
e-mail: info.shibuya@tohoren.or.jp、FAX: 3461-0180まで、①クイズの答え ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、令和8年2月27日金（消印有効）とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

※渋谷法人会報クイズにお申込みありがとうございます。前回熟語づくりの応募が少なく、当選のチャンスですと、ご案内差し上げましたところ、お陰様で数独に匹敵するご応募をいただきました。ありがとうございました。今後とも宜しくお願いします。

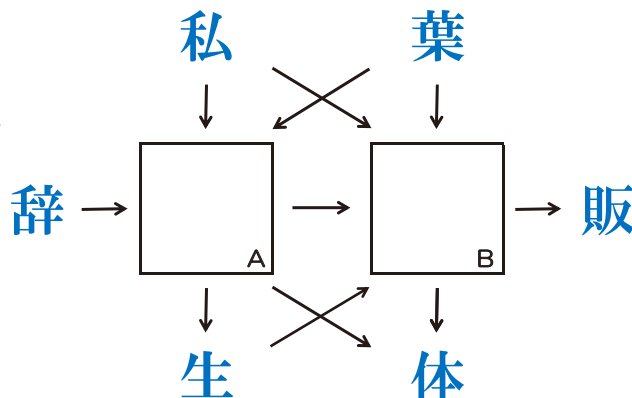
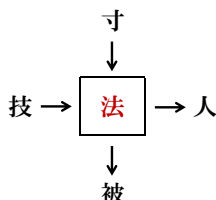
パズル・熟語づくり 提供：(株)ニコリ

問題

矢印の方向に2文字の熟語ができるように、
A・Bにあてはまる漢字を書きましょう

例題

矢印の方向に2文字の熟語ができるように、□にあてはまる漢字を書きましょう





パラパラ漫画
動画
配信中!



『葬儀』の制度が
あるなんて
知らなかった!

もしもの前に今から考える

実家の整理って
大変!

どこからは始める?

家族のための 終活支援

公益社団法人 渋谷法人会
福利厚生

相続って大変?
結局何をすれば
いいの?

当会は会員企業と会員企業従業員の福利厚生として、
葬儀を中心とした終活支援のサービスを導入しています。



全国儀式サービス
公式キャラクター「しろ」



BEST FUNERAL 500
GOODS SERVICE NETWORK

葬儀支援サービス



家族のための

生前整理・遺品整理



家族のための

相続手続



家族のための

不動産売却

ご依頼・お問合せ: 全国儀式サービスコールセンター

万一の時は
まずは
お電話ください。

葬儀支援サービス



0120-421-493

遺品整理、相続、不動産売却



0120-204-122

相談無料
24時間・365日対応

ホームページ

